

瑞穂監第28号
令和4年12月19日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
若井千尋様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉原克巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「議会事務局」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「議会事務局」における令和4年4月1日から同年8月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「旅費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、検査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び同3年度についても対象とした。

議会事務局は、局長以下職員4名で次の事務を行っている。

- (1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他会議に関すること。
- (2) 議員の身上並びに表彰及び褒賞に関すること。
- (3) 会議録に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 市議会の施設及び設備における運営上の管理に関すること。
- (6) 市議会議長会に関すること。
- (7) 市議会議員共済会に関すること。
- (8) 調査、統計及び資料の収集に関すること。
- (9) 予算、決算及び経理に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

令和4年10月18日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「旅費」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

議会事務局における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和4年8月末現在

	予算現額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	174,000	0	0.0
歳出	161,015,000	78,519,336	48.8

2 旅費等について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	旅費の支給について	令和3年4月8日に職員及び同年7月9日に議長、副議長及び事務局長で飛騨市役所まで公用車で出張されていたが、旅費の支給がされていなかった。	<p>議会事務局（以下「事務局」という。）によれば、公用車で飛騨市へ出張した場合には、支給されるべき旅費は発生しないと認識していたとのことであった。</p> <p>しかしながら、瑞穂市職員等の旅費に関する条例第15条第2項の規定によれば、陸路200キロメートル以上の場合、日当を支給することとなる。</p> <p>この件以外にも支払っていない旅費があれば、速やかに支給すべきである。</p>
2	旅行命令（依頼）簿の記載について	職員の出張に際し、瑞穂市職員等の旅費に関する条例施行規則様式第1号の旅行命令（依頼）簿の記載漏れがあった。	<p>瑞穂市職員等の旅費に関する条例第4条第4項では、『旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。』と規定されている。</p> <p>このため、勤務場所を少しでも離れる場合には漏れなく記載すべきである。</p>
3	瑞穂市議会議員の出張について	<p>瑞穂市議会議員（以下「議員」という。）が滋賀県大津市で開催された研修に自家用自動車複数人乗り合わせて出張していた。</p> <p>事務局によると、議員の大津市出張については、3人以上乗り合わせの場合は、公共交通機関より経費が安価になるため、自家用自動車による出張を承認しているとの回答であった。</p>	<p>瑞穂市議会議員の自家用自動車による旅行に関する規程第2条では、「条例第4条の施行については、瑞穂市職員の自家用自動車による旅行に関する規程の例による。」ことと規定されている。</p> <p>同規程第2条では、自家用自動車に係る承認基準等が規定されており、その第2項第4号で「研修等に参加する場合、研修等の開催場所が岐阜県内である場合又は岐阜県外で片道50キロメートルの範囲内の場合」とされている。</p> <p>大津市は、岐阜県外で片道約120キロメートルであるため、承認基準に当てはまらない。</p> <p>複数人で安価になるからということではなく、公共交通機関（研修所も推奨している。）で出張すべきである。</p> <p>もし、公共交通機関での出張が困難であるならば、規程の見直しを検討すべきである。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
4	報償費からの支出について	<p>令和2年4月1日にペーパーレス議会・文書共有システム使用料契約が締結され、そのうち講習会に係る88,000円が報償費の科目から契約先の法人に支払われていた。</p> <p>また、その講習会に係る講師は、同法人の社員であった。</p>	<p>報償費は、役務の提供等に対する純粋な謝礼又は報償的意味の強い経費に対して支払をする科目である。</p> <p>また、市の予算編成方針では高度な技術や識見・経験を有する人が2時間程度、大人数(200人以上)に対し講演会を開催した場合でも最大22,000円を限度としている。</p> <p>今回の場合、そもそも契約が交わされており、この講習会費用についても契約書に記載されていた。また、講習会の講師も契約先の社員が行っていることから、報償費からの支出は適切ではない。</p> <p>さらには、市の予算編成方針の基準額からも大幅に超過している。</p> <p>今後は、適正な科目で予算執行をすべきである。</p>
5	議長交際費について	<p>令和4年2月17日に市議会議員の御尊父様が御逝去され、議長交際費から香典が支払われていたが、その精算日が令和4年3月4日であった。</p> <p>また、精算に添付する領収書の領収者が議長名となっていた。</p>	<p>事務局からの回答によると、御逝去された日が金曜日であり、葬儀が土日であったため支出伝票の起票が遅れたとのことであった。</p> <p>しかしながら、瑞穂市会計規則第42条第1項第2号では、随時の前渡資金の精算は、用件終了後5日以内に提出することと規定されており、起票の時点で既に7日経過していることは、明らかに遅延している。今後は、早急に処理すべきである。</p> <p>また、精算に係る領収者名が議長となっていたが、議長が領収者となるのは適切ではない。</p> <p>香典などといった領収書を徴しがたいものは、第三者による支払証明書及び会葬礼状など客観的に開催されたことが分かるものを添付し精算すべきである。</p>
6	地域振興券の交付等について	<p>令和3年度に消防年末夜警の激励金40,000円(支出負担行為日:令和3年12月22日)、令和4年度に岐阜県消防操法大会出場分分団の激励</p>	<p>地域振興券は、令和3年度の年度途中から現金による交付でなく、地域の振興に寄与するため、同券で交付されている。</p> <p>事務局から資料等の提供を受け、地域振興券の受け取りから保</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		金 5,000 円（支出負担行為日：令和 4 年 7 月 20 日）として地域振興券を商工農政観光課から受け取り、事務局にて保管し、対象者へ交付されていた。	管方法、保管期間についてはおおむね適正であったものの、交付対象者への受け渡しに係る記録がとられていなかった。 交付対象者から受領サインをもらうなど、記録が残る方法で実施すべきである。
7	地方自治法施行令の適用条項について	令和 3 年度決算審査資料に会議録調整業務委託（契約期間：令和 3 年 6 月 9 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の指名競争入札の地方自治法施行令（以下「自治令」という。）の適用条項が第 167 条第 3 号となっていた。	自治令第 167 条は、指名競争入札について第 1 号から第 3 号までで規定されている。 この中でも、第 3 号は、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき。」とあり、今回の契約ではこの条項ではなく、自治令第 167 条第 1 号が適切である。 この契約に限らず、適正な自治令の条項を適用すべきである。
8	消せるボールペンの使用等について	令和 2 年度需用費予算において、消せるボールペン（支出負担行為日：令和 3 年 3 月 4 日）が購入されていた。 事務局によると担当者が議会運営資料の点検、確認、メモ等の補足記入をするための議会運営事務に日常的に使用しているとのことであった。 また、消える特性があるため、保存すべき公文書等には使用していない旨の回答であった。	消せるボールペンの使用により、全国の自治体等において改ざんなどが行われ、問題となっている。 また、保管状況の変化（室温の変化）などにより意図せず退色する可能性も起こりうる。 当年度に入ってから会計伝票に使用されていたため、会計管理者からも公文書には使用しないようにとの啓発もあったところである。 このような特性のある消せるボールペンを公費にて購入することはもとより、私費で購入したものであっても、保存の有無を問わず公文書には使用すべきではない。 文書主管部署においても、職員に対し消せるボールペンの使用禁止について周知徹底をしていただきたい。
9	備品管理について	備品の現地調査を行ったところ、古くなって使用していないもの、廃棄手続がなされていないもの、備品シールが貼付されていないものが散見された。	事務局における備品は、おおむね適正に管理されていた。 しかしながら、購入後 28 年経過しているテレビやビデオデッキやなど明らかに使用していないものがあつたため、今後の使用を勘案し、適正に廃棄処理すべきである。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			また、備品シールの貼付がないものが確認されたため、適正に処理していただきたい。

以上